

令和4年3月30日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
救急医療担当理事 高室 暁

## 融雪出水期における防災態勢の強化について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

### 融雪出水期における防災態勢の強化について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、日本医師会長より別添のどおり通知がありました。

本件は、融雪による被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、防災態勢の一層の強化を求めるとともに、内閣府が作成した「市町村のための降雪対応の手引き」について周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、関係機関等への周知並びに協力方について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、同ガイドは、下記内閣府のホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

市町村のための降雪対応の手引き (内閣府ホームページ)

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

以上

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(24191464)

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

令和 4 年 3 月 1 5 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会長

中 川 俊 男

(公印省略)

### 融雪出水期における防災態勢の強化について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「降積雪期における防災態勢の強化等について」につきましましては、令和 3 年 1 2 月 3 日付日医発第 701 号 (地 398) をもって、除雪中の事故防止対策の徹底等をお願いしたところですが、今般、岸田 文雄 中央防災会議会長 (内閣総理大臣) より本職に対し、融雪出水期における防災態勢の強化について要請がありました。

本件は、融雪による被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、防災態勢の一層の強化を求めるものであります。

本通知で示された留意点の内、特に、2. 警戒避難態勢の強化、4. 要配慮者等への配慮、5. 災害即応態勢の確立が医師会活動に関わるものと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各対策の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 3 年 1 1 月 1 9 日 (令和 4 年 3 月 4 日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定) を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講ずることとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、内閣府が作成した「市町村のための降雪対応の手引き (令和 3 年 1 1 月改訂)」の内容を含め、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきご高配の程お願い申し上げます。また、貴都道府県災害対策本部が設置された場合の対応につきましてもよろしく願いいたします。

<市町村のための降雪対応の手引き (内閣府ホームページ) >

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

中 防 災 第 1 2 号  
令 和 4 年 3 月 9 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣)

岸 田 文 雄

## 融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところであり、感謝を申し上げます。

今冬も昨冬と同等、ところによっては昨冬を超える記録的な降雪量を観測した地域がある中、除雪作業中の事故等により、昨冬は下回るものの多くの人的被害が発生している。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって通知したところであるが、今後もしばらく降積雪期が続くことから、除雪作業中の事故防止のため、改めて注意喚起の取組を進めるなど、引き続き警戒体制を確保し、人命を第一とした対策を推進していただきたい。

また、今後、融雪出水期を迎えるところ、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫、土砂災害等の発生が懸念されることから、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。その際、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成31年1月（令和3年11月改訂）発行の「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府作成）（※）について、貴管下関係機関への周知徹底をお願いしたい。

（※）<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各対策の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講ずること。

## 記

### 1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

雪崩危険箇所はもとより、雪崩危険箇所とされていない箇所においても、多

供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

#### 5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

#### 6. 当面続く降積雪期に関する改めでの留意事項

昨冬は、除雪作業中の事故等により、多くの人的被害が発生した。今後もしばらく降積雪期が続くことから、改めて「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和3年11月26日付け中防災第39号）の要請内容に留意すること。特に、雪下ろし等除雪に係る事故防止に向け、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止、速やかな排雪、歩行型ロータリ除雪機による事故の防止等の留意点について普及啓発・注意喚起の取組を促進すること。

以上